



2014年2月25日発行（季刊）

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 A S K ビル 601
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org URL : <http://www.hitomachi.org>
郵便振替口座 00170-6-410791 市民シンクタンクひと・まち社

非営利・協同・社会的経済、韓国に学ぶ

ひとまち社 監事 麻生純二

近年の韓国における社会的経済の拡がりや、目を見張るものがあります。社会的経済を非営利・協同セクターによる事業活動と私は捉えています。その中軸となり得るのは協同組合です。韓国では「協同組合基本法」が制定され、それに基づき多くの協同組合が発足しています。日本ではあまり報道等されていないと思いますので、概要を紹介しつつ参考にしたいと思います。

協同組合基本法制定に至るひとつの主要な経過に、2006年制定の「社会的企業育成法」があります。失業・貧困問題への対応として、「脆弱階層」の人々への社会サービスや雇用を行なうなどの「社会的企業」を、政府が認定し支援するというものです。この法律制定の背景を遡れば、1997年の韓国の経済危機、IMFによる立直し（介入）からの経過があると思いますが、ここでは省略します。この法律によって問題解決の一つの方法ができたとは言え、政府の支援＝税金の投入は期限がありその後の対応が困難になるなど、充分機能しているかは疑問です。いっぽうで格差がますます広がるという社会経済状況が進行してきて、その解決の担い手としての協同組合への期待が、協同組合基本法の制定につながります。

2011年12月に成立した協同組合基本法は、国際協同組合連盟（ICA）の協同組合原則を取り入れ、あらゆる分野の事業を5人以上の発起人によって、届出により設立できる、という日本の現状からすると画期的なものです。そして、40%以上の公益事業を行なう等の認定を受けると、税金優遇等がある「社会的協同組合」という類型も規定されています（ということは「協同組合」は税制等においては私企業と同列）。法体系として

は、基本法との名称ですが関連法の上位に位置するのではなく、既存の8つの協同組合個別法と並立しているのも特徴です。

無所属市民派の統一候補パク・ウォンスン（朴元淳）氏が市長になった（2011年）



ソウル市では、2013年2月「協同組合都市ソウル」実現のための協同組合活性化基本計画」を策定し、3月には市議会が「協同組合活性化支援条例」を制定しています。基本計画では10年後には、ソウル市民のほぼ全員が何らかの協同組合の組合員であるような「共に創り、共に享受する、希望の協同組合都市ソウル」をめざすと謳われています。2012年の政権交代があり政治情勢はかなり変わっているので、この政策の継続性は、今年6月のソウル市長選挙でパク・ウォンスン氏が再選されるかにかかっています。

協同組合基本法が成立した国会では、あの韓米FTAをめぐる野党が対立し市民団体の大反対運動も行なわれていた時期でした。そのような政治状況にもかかわらず、超党派で政府とも連携して短期間で法案をまとめ、全会一致で協同組合基本法が成立したのは、協同組合の必要性の高さ・期待の表れでしょう。法律施行の2012年12月は、韓米FTAの批准と奇しくも重なりますが、まだ約1年の間に約3,000組合が設立され着実に増えているようです。今後も注目しつつ、日本における非営利・協同の運動に活かしていきたいと思います。